

市県民税と所得税の申告が始まります

市民税・県民税などの申告相談を実施します。平成27年1月1日現在、大崎市に住所がある人が対象です。

なお、次の人は申告の必要はありません。

- 税務署や国税電子申告(e-Tax)で所得税の確定申告をする人
- 給与収入(2千万円以下)のみで、年末調整が正しく行われている人
- 公的年金などの年金収入のみで、源泉徴収票に記載のある控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の控除の適用を受けない人
- 収入がない人
- 収入がない人

■ 期間
2月13日(金)～3月16日(月)

申告相談開催期間

※手当ての手続きで申告が必要な場合があります。

※古川税務署では、2月2日(月)～3月16日(月)で開催しています。

- 時間
① 9時から11時
② 13時から16時
- ※ 鳴子温泉地域は15時までとなります。
- ※ 3月16日(月)は全地域15時までとなります。

申告相談に持参するもの

- 印鑑(インク浸透印は不可)
- 本人名義の預金通帳口座番号
- 所得の申告・控除に必要な書類
- 所得の申告に必要な書類
- 会社に勤めている人・公的年金受給者
- 源泉徴収票(源泉徴収票が交付されていない場合は、雇用先からの賃金支払証明書など)

■ 営業所得がある人
● 収入、支出の各種帳簿(売上帳、仕入帳、経費帳、領収書など)

● 報酬、料金、契約金、賃金の支払調書(外交員など)

■ 農業所得がある人
● 農業収入・収穫量・経費の内訳をまとめた書類、領収書などの各種証明書

● 米や野菜、家畜などを出荷(販売)した証明書

● 各種交付金に関する証明書、経営所得安定対策に係る交付決定通知書

● 農業収入を管理している通帳など(平成26年中の収支を記帳しているもの)

■ 不動産所得がある人
● 貸付先・賃貸料の明細書、不動産の使用料等支払調書など

● 支出の各種帳簿、固定資産税課税明細書など

● 営業所得・農業所得・不動産所得のある人は、事前に収支終始内訳書を作成してください。

■ その他の所得がある人
● 満期返戻金などの支払調書(一時所得)

● 個人年金支払証明書などやシルバー人材センター発行の配分金支払証明書(雑所得)

● 土地建物の売買契約書や不動産などの譲り受けの対価の支払調書など(譲渡所得など)

● その他平成26年中に得た収入額が分かる書類

税務課市民税担当 ☎ 2148
各総合支所市民福祉課
松山 ☎ 2114 三本木 ☎ 2113
鹿島台 ☎ 7114 岩山 ☎ 1212
鳴子 ☎ 2019 田尻 ☎ 1114

■ 生命・地震保険料控除
● 生命・地震保険料控除の障害者手帳など、市発行の障害者控除対象者認定書

■ 障害者控除
● 障害者手帳など、市発行の障害者控除対象者認定書

■ 寄附金控除
● 自治体などへ寄附した際の領収書、証明書

■ 住宅借入金等特別控除
● 1年目の人は、住民票の写し、家屋の登記事項証明書(原本)など

● 2年目以降の人は、借入金の前年残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書

■ 雑損控除の繰越
● 前年の申告書の写し、損失額の計算書

■ 医療費控除
● 医療機関の領収書、生命保険や高額医療費などで補てんした金額が分かる書類

■ 社会保険料控除
● 各種保険料(税)領収書や控除証明書など

■ 所得の控除に必要な書類

■ 申告相談の注意点
● 期限が近くなると大変込み合い、待ち時間も長くなります。早めの申告相談に協力をお願いします。

申告日程

■ 古川地域 受付時間 午前▶9時～11時 午後▶1時～4時

会場	期日	対象行政区
2月13日(金)	午前	矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地
	午後	堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井
16日(月)	午前	成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南
	午後	三丁目、大崎南、新田西、新田東
17日(火)	午前	新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、氷室
	午後	上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目
18日(水)	午前	休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、淵尻
	午後	富長西、富長東、上埴、馬櫛、下谷地
19日(木)	午前	桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北、川熊南、川熊北
	午後	小林下、小林上、宮沢南、宮沢中、宮沢北
20日(金)	午前	雨生沢、北宮沢表、北宮沢裏、元清滝
	午後	下清水沢、上清水沢、沢田上、沢田下
23日(月)	午前	小野第一、小野第二、小野第三、小野第四、小野第五
	午後	楡木、下中目一、師山
24日(火)	午前	下中目二、石森、宮内
	午後	荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四、長岡
25日(水)	午前	荒川小金丁、十日町、七日町、前田町、大幡、北町北一、北町北二、稲葉中
	午後	北町南、北町中、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中、稲葉東一、稲葉東二、稲葉東三
26日(木)	午前	南町北、南町南、南町西、古川南新町、浦町西、浦町東、畑中北、畑中南
	午後	栄町、稲葉北一、稲葉北二、稲葉西、稲葉南、古川駅前
27日(金)	午前	塚目南、塚目北、西荒井北、川端、駅南団地、鶴ヶ埴
	午後	米倉、穂波、西荒井上、西荒井南、小泉、宮袋、若葉
3月1日(日)	午前・午後	古川地域全地区の給与所得者などで平日の申告が困難な人
2日(月)	午前	福沼一、福沼二、福沼三、江合本町、江合寿町
	午後	中里南第一、中里南第二、中里南第三、江合錦町
3日(火)	午前	千手寺、古川横町、二ノ構、三日町北、三日町南、米袋、中里中、中里北、東町
	午後	城西、竹ノ内、大江向、新稲葉、古川台町、西館東、西館中
4日(水)	午前	福浦一、福浦二、福浦三、李埴西一、李埴西二、神田、李埴東
	午後	上古川、諏訪西、諏訪中、諏訪東、蓑口沼、馬寄
5日(木)	午前・午後	古川地域全地区
6日(金)	午前・午後	古川地域全地区
9日(月)	午前・午後	古川地域全地区
10日(火)	午前・午後	古川地域全地区
11日(水)	午前・午後	古川地域全地区
12日(木)	午前・午後	古川地域全地区
13日(金)	午前・午後	古川地域全地区
16日(月)	午前・午後	古川地域全地区 ※16日(月)の受け付けは午後3時まで

市役所東庁舎5階大会議室